



now

農林漁業信用基金 広報誌【基金now】

AUTUMN

vol.

03-04

2020, OCTOBER

足元の金融情勢と信用基金の役割

農林漁業信用基金 副理事長 森島 和正

地域の農林漁業だより

千葉県農業信用基金協会

宮崎県農業信用基金協会

岐阜県林業信用保証相談員

全国漁業信用基金協会新潟支所

全国漁業信用基金協会愛媛支所

基金 One Team

農業者の破綻防止について

弁護士 水上博喜

BCPの必要性と信用基金の役割

公認会計士・税理士 齊藤 泰彰

スマート農林水産業

「スマート農林水産業」の実現に向けて

農林水産省大臣官房政策課技術政策室 課長補佐 伊藤 圭

ロボット農機元年以前とこれから

(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構

農業技術革新工学研究センター スマート農業推進統括監 長崎 裕司

足元の金融情勢と信用基金の役割

01-05 農林漁業信用基金 副理事長 森島 和正

地域の農林漁業だより ~保証保険を支える全国の皆様から~

農業信用基金協会だより

06・07 千葉県農業信用基金協会

08・09 宮崎県農業信用基金協会

林業信用保証相談員だより

10・11 岐阜県林業信用保証相談員

漁業信用基金協会だより

12・13 全国漁業信用基金協会新潟支所

14・15 全国漁業信用基金協会愛媛支所

基金 One Team ~私たちの制度運営を支える皆さまから

16・17 **農業者の破綻防止について**
弁護士 水上博喜(農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会及び同農業保険関係業務運営委員会委員長)

18・19 **BCPの必要性と信用基金の役割**
公認会計士・税理士 齊藤 泰彰(農林漁業信用基金リスク管理委員会委員)

特集一 スマート農林水産業

20-25 **「スマート農林水産業」の実現に向けて**
農林水産省大臣官房政策課技術政策室 課長補佐 伊藤 圭

26・27 **ロボット農機元年以前とこれから**
(国研)農業・食品産業技術総合研究機構
農業技術革新工学研究センター スマート農業推進統括監 長崎 裕司

業務関連情報・信用基金の動き・人事異動等

28・29 **令和元年度業務実績評価**

30・31 **令和元年度決算の概要**

32・33 **令和元年度業務統計データ**

34 **役員の紹介・信用基金の動き・人事異動・編集後記**

足元の金融情勢と 信用基金の役割



独立行政法人農林漁業信用基金
副理事長 森島 和正

新型コロナとの戦いはマラソン

2020年に入ってから新型コロナ禍による社会・経済の変貌は驚きの連続です。オリンピック延期、真夏にマスク、実家に帰れないお盆休みなど、半年前には、全く想像できませんでした。

昨年末に「中国で原因不明の肺炎が出た、感染症かもしれない」というニュースが流れました。最初は、中国に限られた感染症だ、夏になれば収束するということでしたが、希望的な見通しは外れ、この稿を記した8月下旬時点の新規感染者は、連日、世界では20万人超、日本でも1000人超です。

新型コロナ感染症は命にかかわるので、生産活動や消費行動が抑えられています。売上げが蒸発した外食、観光、宿泊、運輸などの対面サービス業をはじめ、自動車関連など値の張る耐久消費財の製造業でも深刻な影響が出ています。残念ながら、京都大学の山中伸弥教授がおっしゃるように、**新型コロナとの戦いは、短距離走ではなく、マラソン**です。ワクチンの早期開発が期待されますが、有効性と安全性を備えたワクチンが世界中の人々に行き渡るには、早くても**数年かかる**と言われてています。

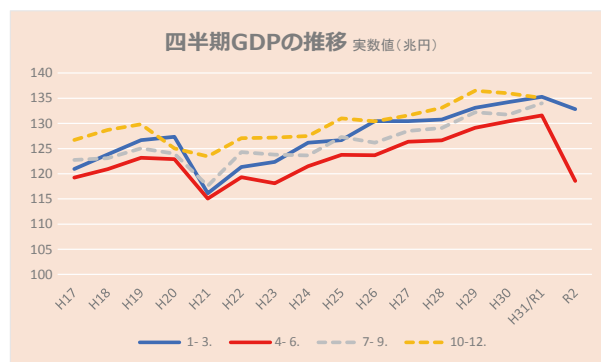
新型コロナ以外でも、米中の対立の激化や、北朝鮮、香港、台湾、中東などの地政学リスクも懸念材料です。異常気象による甚大な災害リスクが頻発しており、新型コロナ禍との複合リスクは生き残りをかけている企業に致命傷を与えかねません。我々、金融業務に携わる者は、希望的な見通しは横に置き、最悪を想定した備えをしなければならぬと思います。

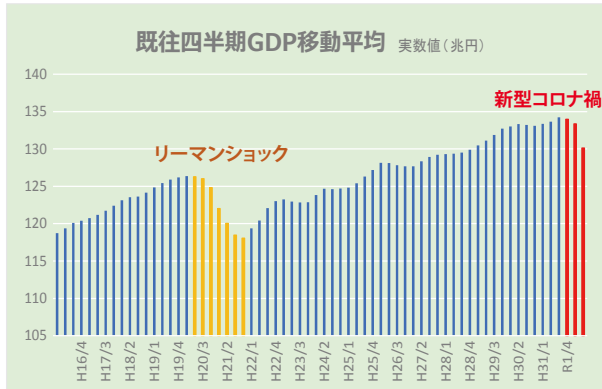
GDP戦後最大の減少

8月17日に発表された日本の4-6月期のGDPは、**前期比マイナス7.8%**で、1四半期としては、リーマンショック後を上回る、戦後最大の減少となりました。リーマンショックの時は、外需の減少がGDPのマイナスに寄与しましたが、今回のGDPでは、**家計最終消費支出のマイナス8.6%が最大の減少要因**となりました。

再度の緊急事態宣言がないとしても、景気動向は、「**レの字型**」になりそうです。

- ①緊急事態宣言による外出自粛で、ストンと景気が落ちた(レの字の1画目)
- ②そこから経済活動を再開したので、前月比やこれから出てくる前期比の数字はずいぶん改善したように見える(はず)。但し、水準は、急落前には到底及ばない(レの字の2画目。)
- ③新型コロナの特効薬ができる(命にかかわる問題ではなくなる)までは、ソーシャルディスタンスが必要なので、対面サービス業を始めとして、売上げや利益の回復は遅く、資金繰り難の状況はじりじりと続く。





政府の今年度の見通しも、マイナス4.5%で、回復は鈍く、コロナ前の水準には戻らないというものです。エコノミスト達は、新型コロナ以前の水準に戻るには、2-3年はかかると言っています。

4-6月期GDPは、年率換算するとマイナス27.8%になるとの発表もありましたが、台風の瞬間風速が一年中続く(緊急事態宣言時の大幅な消費減退の状態が一年中続く)とすれば、その数字になるということです。私は、現状把握としては、四半期GDPの実数値や前年同期比の動きを見ています。その点、消費税の増税後から、既に3四半期連続の減少となっていること、そして、新型コロナ禍により、前年同期比の減少がいつまで続くのか等が注目点です。

ここまでは危機対応融資が効いている

株価は、新型コロナの市中感染が広がった2月中旬に急落しましたが、その後半年で、急落前の水準に戻っています。また、企業倒産は、GDPが戦後最大の減少となったにもかかわらず、増えていません(帝国データバンクによると、2020年上半期の全国の倒産件数は、前年同期比1.4%の減少)。

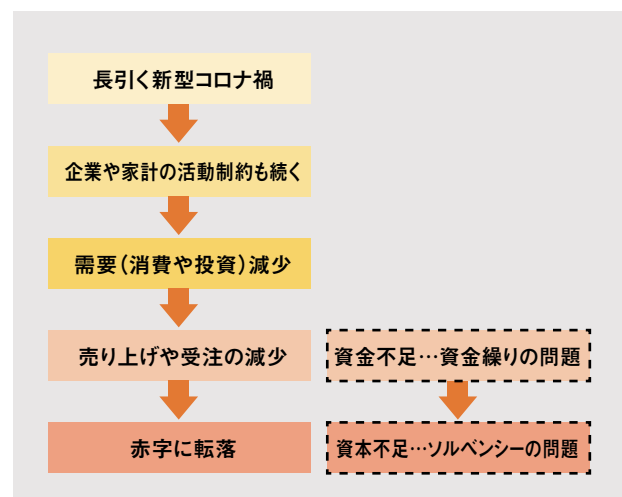
株価の回復は、各国中央銀行の超低金利政策が強力に後押しして、金融相場的になっていますが、株式市場は、もっぱら「レの字」の2画目を見て

いるのだと思います。

新型コロナ禍の不意打ちに遭って、売り上げが消滅した企業は、資金繰り倒産の危機に陥りましたが、政府系金融機関の広範で手厚い危機対応融資が資金繰り破綻を防ぎました。民間銀行も、今度こそ「雨降りて傘を貸す」として、貸出を増やしています。銀行の融資残高3月末512兆円、7月末535兆円、前年同月比6.9%増(数値公表を開始以来、最大の伸び率)。

コロナ禍の被害はこれから本番

緊急融資で資金繰りが一息ついたとしても、売り上げが戻らなければ、いずれ手元資金は枯渇します。売り上げ減少が一時的であれば、資金繰り(流動性)の問題ですが、売り上げ減少が常態化すると、赤字が累積し、資本(ソルベンシー)の問題になります。企業ごとに財務状況が異なるので、一概には言えませんが、緊急融資のお代わりのハードルは高いかもしれません。



緊急融資も、融資である以上、据置期間が満了したら、元本返済を始めなければなりません。平時であれば、十分に稼ぐ力のある事業者でも、先の見えない状況が、半年、一年と続けば、経営者の心が

折れて、廃業が出てくるのが懸念されます。国民経済的には、総需要がコロナ前の水準に戻らないのであれば、その減った需要分に相当する売り上げや利益が失われ、一部の事業者が退出するという説明になるのですが、社会が求める価値や技術を提供しているのに、財務力が弱いために、退出を選ばざるを得ないというのは、終息時期が読み難い新型コロナ禍の厄介なところではあります。

新型コロナ禍の悪影響は拡散・伝播する

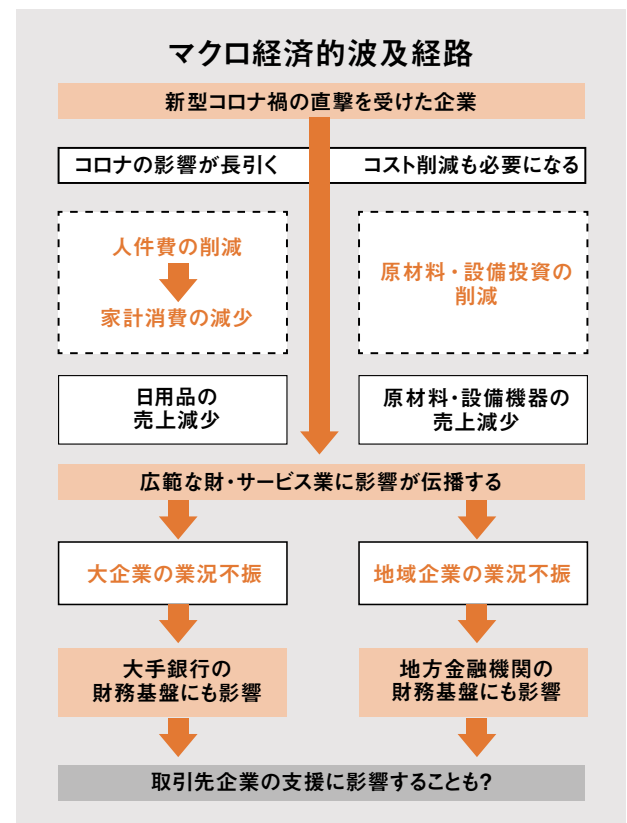
今までのところ、新型コロナ禍の悪影響の度合いは、業種によりかなり濃淡がありますが、新型コロナ禍が長引くことに、より広範な業種に伝播するリスクがあります。

新型コロナの直撃で売り上げが戻らない企業は、生き残りのために、コスト(現金支出)の削減も必要になります。経済危機時には、多くの企業が人件費や投資の削減を同時・多発的に行うので、家計消費の減少を起点として、またサプライチェーンの連鎖を通じて、広範な財・サービス業の売り上げを侵食していきます。今までのところ、日用品など需要は堅調で、テレワークやウェブ会議など新しい働き方に必要な機器やサービスはむしろ需要増加となっていますが、どの業種も楽観は禁物だと思います。

新型コロナの影響が深刻な企業の中には、大手銀行が多額の融資をしている大企業もあり、融資先大企業の業況悪化は、**大手銀行に伝染**します。また、新型コロナの悪影響は、地域のサービス業の体力を蝕み、地域を基盤とする**地方金融機関にも伝染**します。民間金融機関は、財務基盤が危うくなると、融資の回収を急ぐので、企業の資金繰りは一層厳しくなってしまいます。

民間銀行は、4-6月期に融資残高を大幅に伸ば

しましたが、**貸倒引当金など与信費用を積み増し**しています。4-6月期決算で、3メガ銀行グループはいずれも与信費用を積み立てたため大幅な減益になりました(三井住友60%減、三菱UFJ52%減、みずほ24%減)し、上場地銀78行中の6割が減益または赤字になりました。邦銀にも、米銀のように、業況見通しの悪化を見積もり、引き当てに織り込むところが出てきているとのことではあります。



金融情勢や社会情勢についての意見や見通しは筆者自身の意見または筆者が集めた情報であり、信用基金としての意見や見解ではありません。筆者は、可能な限り正確な情報を集め、正確に記述することに努めました。間違っている場合もございます。読者の皆様におかれましては、原典等によるご確認をお願いします。

信用基金の役割

信用基金法に、信用基金は、**保険の引受け、債務の保証、資金の融通等の業務**を行い、「**農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする**」とあります。また、**共済団体等が行う共済金等の支払いに関して必要とする「資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする**」ともあります。

信用基金法の所定の目的を実現するために、信用基金は、農林漁業専門の公的信用補完機関として、今回の新型コロナ禍を含め、社会経済の状況の如何にかかわらず、**保険の引受け、債務の保証、資金の融通、貸付け等の各業務を長期安定的に行う**ことが期待されています。

財務基盤

信用基金の**保険の引受け**が真価を発揮する場面は、**経済危機や大規模災害等**が発生し、基金協会の皆様が**多額の代位弁済**を行わなければならない時です。また、**資金の貸付け業務**が真価を発揮するのは、**大規模災害の発生等**により、**共済組合の皆様が多額の共済金等の支払い**を行う時です。経済危機や大規模災害が発生した時は、信用基金の**資本や資金にもストレス**がかかりやすいですが、信用基金は、平時と何ら変わることなく、円滑に**保険金をお支払いし、また、迅速に資金の貸付け**を行わなければならない。今回の**新型コロナ禍のように、経済危機や大規模災害は突然やってきます**。信用基金は、**経済危機や大規模災害に遭っても揺らぐことのない財務基盤を保持しなければなりません**。

基金協会の皆様と契約している**保証保険**には、**代位弁済に係る貸倒れ損失の一部**を信用基金が**填補し、基金協会の事業成績の安定に寄与**すると

ともに、**保証債務の弁済能力を補完**する等の機能があります。基金協会の**業務収支の安定は、保証料率の安定**に繋がり、**保証債務の弁済能力の補完は、保証引受力の向上**に繋がるものです。信用基金は、**保証保険の保険金支払いが確実**であるとの信頼が**万が一にも揺らぐことがないように**、平時から、信用基金の**財務基盤を堅牢に保たなければなりません**。信用基金が**直接行う債務の保証**においても、**財務基盤の重要性は何ら変わることはありません**。

料率の適切な設定

保険の引受けを**長期安定的に行う**ためには、**限りがある自己資本を取り崩すのではなく、適切に設定した保険料で、保険金をお支払**できること、そのような**資金的なサイクルが円滑に回っている**ことが必要です。大口**保険事故の時**など、**保険料だけでは支払えない**場合には、**自己資本を取り崩**しますが、**財務基盤を健全に保つ**には、**保険収支の剰余**等で、**費消した自己資本を補填**する必要があります。

保険金の**支払いに充てるべき資金の源泉**は、**自己資本ではなく保険料**であり、**保険料は、保険金の支払いに見合う水準に設定(収支相等の原則)**することが必要です。この考え方は、信用基金が**行う債務の保証**でも同じです。

主務省が示した信用基金の**中期目標**には、**保険・保証料率について、リスクを勘案した適切な水準に設定**することや、**収支均衡に向けて、料率算定委員会における料率水準の点検の実施、料率の見直し等**について規定されています。

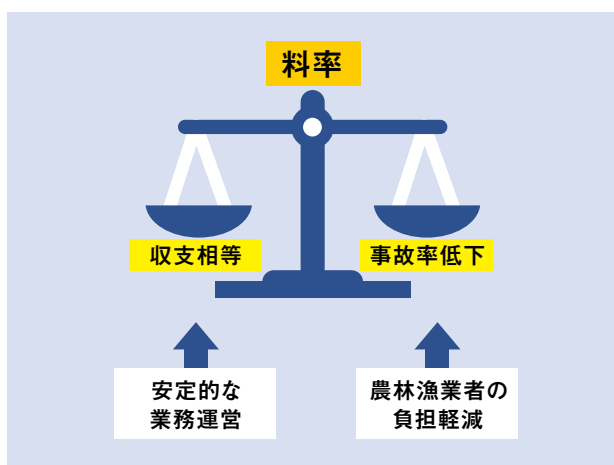
事故率低下の意義

「**農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑**」にすることが信用基金の**設立目的**であることを

踏まえると、信用基金にとっての「**収支相等の原則**」は、単純に、リスク(事故率)の高低に応じて、料率を高くも、安くも設定すれば良いということではなさそうです。信用基金は、保険事業を長期安定的に運営するために、保険収支の堅持は必要であるものの、同時に、**できるだけ事故率を下げ、料率を下げる取組も必要である**と思います。**事故率が低下すれば、料率を見直して、農林漁業者の負担を軽減できる**からです。

景気循環に伴い、企業の倒産の件数が増減するように、事故率も、ある程度、循環的に上下動することは避けられませんが、平時から、適切な引受審査、適時の期中管理、堅実な債権回収を行うことで、事故率の上昇を抑制すれば、料率の安定化がしやすくなります。信用基金は、基金協会の皆様の事故率の低減に向けた取組を今後ともサポートして参ります。

事前協議、部分保証、期中管理を通じた保険事故の未然防止などの事故率の低減に向けた取組や求償権の管理・回収の取組は、信用基金の**中期目標**に規定されています。



事故率の低下に向けた情報提供

信用基金では、今年度から新たに、最近の保険

事故事例の振り返り(点検・検証)を行い、保険や保証の引受け段階から期中管理の段階まで**今後の留意すべき点を整理した「カルテ」の作成**を進めています。振り返りのポイントは、①**保証(保険)事故までの経緯**、②**保証(保険)引受けに問題はなかったか**、③**事故の予兆はなかったか**、④**予兆に対して適切な処置は取られたか**等についてです。

事故率を下げて、保険料率も下げる

**カルテ：
事故率の低下に向けた取組み**

**事故事例から
今後の留意すべき事項を整理**

この取組は、一過性に終わることなく、順次、事故事例を蓄積するとともに、提供できる情報の質の向上にも努めて参ります。現在、農業信用保険業務部門では、農業信用基金協会の**皆様に情報提供**できるように準備をしており、**今後の引受審査や期中管理業務の参考**にしていきたいと思っております。また、今後で開催する基金協会の皆さんとの**ブロック会議や個別勉強会でも活用**できるのではないかと思います。

「カルテ」の完成度を高めていくには、基金協会等の皆さんからのアドバイス、フィードバック等はとても有益です。この取組を行っている職員の励みにもなりますので、よろしくご協力をお願い致します。

最後に、新型コロナ禍により困難が続く中、基金協会等の皆様、融資機関の皆様をはじめ、保証・信用保険制度の安定的な運営にご尽力いただいているすべての皆様に、改めて感謝申し上げます。

千葉県農業信用基金協会

1. 千葉県の位置・面積・地勢・気候などについて

千葉県は四方を海と川に囲まれ、水と緑の豊かな自然に恵まれ、首都圏の東側に位置し、南東は太平洋、西は東京湾に面し、太平洋に突き出た半島になっています。北西は東京都と埼玉県に、北は茨城県に接しています。また、人口は、約622万人と全国で6番目に多い県となっています。

面積は、5,157km²で全国第28位であり、東京都と神奈川県を合わせたよりも広い面積となっています。

地勢は、200～300メートル級の山々が続く房総丘陵、東京湾岸の低地、



千葉県PRマスコットキャラクター チーバくん 千葉県許諾 第A1123-2号

北部の比較的平坦な下総台地、利根川流域と九十九里沿岸に広がる平野となっています。(県内最高峰：愛宕山408メートル) 海岸線の長さは531kmに及び、変化に富んだ景観を見せています。

気候は、三方を海に囲まれており、冬暖かく夏涼しい海洋性の温暖な気候です。特に南房総沿岸は、沖合を流れる暖流(黒潮)の影響を受け、冬でもほとんど霜が降らず、降水量は、夏季に多く、冬季は少ない気候となっています。



2. 千葉県の農業について

このように温暖な気候と豊かな大地に恵まれた本県は、全国有数の農業県であり、平成30年の農業産出額は4,259億円で北海道、鹿児島県、茨城県に次いで全国第4位となっています。特に、ねぎ・日本なし・落花生など全国第1位の品目も多数あり、さらに、米・花き・畜産についても全国上位に位置しています。

地域別にみると大消費地である東京に近い千葉・東葛飾地域では、生産性の高い都市農業が展開されており、小松菜やホウレンソウなどの野菜や日本なしの栽培が盛んです。印旛・香取・

海匠地域では、スイカやサツマイモ、キャベツの栽培のほか、水稲や植木、畜産なども盛んです。山武・長生地域では、水稲のほかメロンやトマトなどのハウス栽培が盛んです。夷隅地域では、水稲を中心に、中山間地の特性を生かし、タケノコなどの生産が盛んです。安房地域では、県内でも特に温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、カーネーションやストックなどの花やイチゴ、ビワの生産が盛んです。君津地域では、水稲・野菜の栽培、畜産がバランスよく行われています。

(千葉県農林水産業の動向から)

千葉県が
全国1位の
主要農産物



ねぎ



ほうれんそう



さやいんげん



かぶ



マッシュルーム

3.千葉県農業信用基金協会の概要

当協会は、常勤役員2名、職員18名(うち嘱託職員1名)の人員で、総務部総務課、保証業務部審査課(ローンセンター)、債権管理課、保証推進企画室の2部1室3課制で業務運営を行っています。

また、平成17年12月に基金協会の単独によるローンセンターを立ち上げて、住宅ローンを中心としたJA統一ローンの融資審査の支援を行っております。



千葉県協会の役職員の皆さん

4.千葉県農業信用基金協会の活動

JAバンクローンの保証拡大と他保証機関との競争力強化のため平成19年9月を皮切りに他県の基金協会と共同開発したリスク計量化システム・自動審査システム・インターネットローン申込システムを順次導入してまいりました。

その結果、保証残高は平成26年度末まで順調に増加したものの、平成27年度は、他保証機関の積極的な保証攻勢により一時的に減少に転じたこともあり、審査精度向上のためリスク計量化システム、自動審査システムの見直し、インターネットローン申込システムの商品拡充等を積極的に行ってまいりました。

また、住宅ローンの段階別保証料率の見直し、JAバンク千葉と連携したマイカーローンキャンペーン中の保証料率の引下げ等を行うとともに、農業資金においても保証料率の引下げや無担保枠の拡大、完済時年齢の引上げ等によ

り農業者等の多様なニーズに対応しております。

併せて、融資機関向けの保証業務に係る研修会の項目を細分化し、各融資機関が必要とする研修項目の要望に応じ、当該融資機関に出向いて実施する研修会を原則として年1回実施するとともに、各融資機関への定期的巡回を原則年3回実施し、農業者等のニーズ及び融資機関の要望等に機動的に対応し、当協会に対する保証利用率は上昇してきているところです。

その結果、令和元年度末の保証残高は2,207億円となり過去最高の保証残高となりました。

今後も、公的な保証機関として、農業者等・融資機関から選ばれる保証機関として、保証審査の迅速性・的確性を更に高めていきたいと考えています。



しゅんぎく



みつば



かいわれだいこん



落花生



日本なし



ストック

参照データ:農林水産省「平成30年農業産出額」。写真:千葉県提供。写真(かいわれだいこん):公益社団法人千葉県園芸協会提供。

宮崎県農業信用基金協会

1. 宮崎県の気候・風土・文化について

宮崎県は、九州南東部に位置し、東南に太平洋を望み、西に熊本県、鹿児島県、北に大分県と隣接しています。県の人口は107万人で、市町村数26となっています。

本県の気候は、快晴日数が年間52.7日(全国2位)、年間平均気温が17.4度(全国3位)と温暖な気候であり、夏季を中心に降水量は年2,509mm(全国2位)と多いものの、「日本のひなた宮崎県」と呼ばれるように、温暖な気候に恵まれています。穏やかな気候、美味しい食物、競技施設も充実しており、プロ野球、Jリーグ等のキャンプを始め、ゴ

ルフのトーナメント、ラグビー日本代表の合宿等、年間を通じ様々な団体の合宿地となっています。

また、風光明媚な日南海岸、霧島連山等や、高千穂町の伝統文化である夜神楽等、観光地は県域全般に広

がっていますので、機会があれば、一度足をお運びいただければと思います。



2. 宮崎県の農業について

宮崎県の総面積7,735km²のうち、森林が5,885km²(76.1%)を占め、農地面積は668km²(8.6%)で、農地のほとんどは火山性特殊土壌で覆われているため、生産性が低く、台風、集中豪雨などの自然災害を受けやすい特徴があり、また、大消費地から遠隔地にあるなど不利な条件もありますが、施設温室による促成・抑制栽培や畜産業などによる集約的な農業を主体として、平成30年度の農業産出額は3,429億円で全国の3.8%(全国5位)となっています。

本県の主要品目は、きゅうり、スイートピー、日向夏、きんかん、ブロイラーなどが全国1位、ピーマン、マンゴー、豚などが全国2位、さといも、肉用牛が全国3位、その他にも、茶、葉タバコなど様々な作目が全国上位に位置しています。

また、特に優れた品質基準のものを「みやざきブランド」として認定し推進PRに取り組んでおり、黒毛和牛「宮崎牛」、「宮崎地頭鶏」、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」、完熟きんかん「たまたま」等は、全国的に高い評価を得ています。



マンゴー

完熟し自然落果した果実をネットで受けて収穫したものを「完熟マンゴー」といい、県ブランド基準(品位、階級、糖度)すべて満たしたものを「太陽のタマゴ」と呼んでいます。トロピカルで濃厚な甘みが特徴です。



日向夏

宮崎県原産の柑橘。黄色い皮を薄くむき、白いワタの部分も果肉と一緒においしく食べられ、他の柑橘にはない独特の風味が味わえます。



スイートピー

温暖多照な天候を活かし、他産地にはない宮崎オリジナル品種が多数生産されています。



宮崎牛

5年に1度の和牛のオリンピックである「全国和牛能力共進会」で、3大会連続で内閣総理大臣賞を獲得しました。豊潤で奥深い味わいは国内外で高く評価されています。



きんかん

糖度が16度以上の完熟きんかんを「たまたま」、糖度18度以上を「たまたまエクセレント」と呼んでいます。皮ごと生のままおいしく食べられます。

3.宮崎県農業信用基金協会の概要

当協会は役員13名(理事10名(うち常勤役員1名)、監事3名)、職員18名(信連からの出向者1名と派遣職員1名を含む)で管理部(総務課、管理課)、審査部(審査課)の2部3課体制で業務運営を行っています。



宮崎県協会の役職員の皆さん

4.宮崎県農業信用基金協会の活動

本会の保証引受、保証残高は年々増加しています。特に農業資金は、肥育素牛導入資金、施設資金の需要増などによりJAバンクの利子補給・保証料助成のある農業近代化資金やアグリマイティ資金を中心に堅調に伸びています。令和元年度の保証引受額は289億円で、うち農業関連資金が218億円(75.4%)を占め、保証残高は1,242億円で、うち農業関連資金が758億円(61.0%)を占めています。一方、住宅ローンやマイカーローン等の生活資金は、ここ数年、他保証機関に押され、当協会利用率の減少が続いています。

現在、新型コロナウイルス感染症により農業が深刻な影響を受けております。先の見えない状況に農業者は不安を抱え、農業経営の継続自体にも多大な影響が懸念されています。本県においては、新型コロナウイルス感染症関連資金等の保証対応のほか、必要な資金の保証引受、条件変更等の必要な対応を迅速・的確に進めています。

新型コロナウイルス感染症による今後の影響を見通すことは困難ではありますが、この難局を乗り越えるため、行政等を含む関係機関と一体となり農業者の支援に努めて参りたいと考えます。

林業信用保証の新分野の構築及び積極的普及活動を目指そう!

岐阜県林業信用保証相談員

岐阜県木材協同組合連合会 副会長 藤沢 茂

岐阜県は、日本の中央に位置して、「ぎふは木の国・山の国」と言われ、「岐阜県民の歌」の歌詞にもこの字句が使われています。岐阜県における林業面の状況は、森林面積は県土の81%を占め、約86万haで全国2位の状況です。民有林面積はそのうち約68万haで人工林率は45%(全国23位)ほどです。素材生産においては、全国知名度がある原木「東濃桧」を産出し、全国的にも桧の素材生産は多いほうです。



1. 相談員としての活動経緯・現状

木材産業面の状況は、製材工場数は全国一の212工場あり、JAS製材工場数も全国有数の状況にあります。ただ、小規模零細な製材工場が多い状況です。昭和40年代に、「東濃桧」柱製材品で”製品銘柄の地位”を確保し、徐々に銘柄材の地位を確保して、林業面とも連携しながらブランド化いわゆる「産地銘柄化」を推進している状況です。

こうした中で、相談員としての業務として次の5項目ありますが、

- ①基金の債務保証・債権管理に関する情報収集
- ②各都道府県内の林業・木材産業に関する情報

の収集

- ③基金制度の普及
- ④林業者等及び融資機関からの相談に応ずること
- ⑤その他理事長が必要と認める事項

10年間を振り返りますと、①、④が多い状況でした。

相談員に委嘱された頃は、施設整備に関する融資・その保証の相談が結構ありました。ところが、最近では超低金利時代になり、そして、国・県の補助制度も大変充実してきており、しかも補助残に関する利子補給制度も充実してきますので、林業信用保証の活用が減少してきていると感じています。

2. 林業信用保証制度の活用実例

岐阜県における林業信用保証制度を活用した事例を紹介します。県内のあるプレカット事業者が、プレカット施設の老朽化により加工精度に狂いが生じたことや、顧客からの様々なニーズに対応するため、補助金を利用してプレカット加工施設を更

新することにし、補助残部分を、信用基金の保証を利用して金融機関から調達しました。

これにより、顧客のニーズに適切に対応できることになり、その後の事業も順調に推移しています。

3. 今後の活動の展開方向等

林業信用保証においては、木材産業分野が包含されており、現在これが結構多いと思っています。林業における“木材”の循環といったものを考えると、今軸足を置くべき領域は、『加工して使う』領域です。

まず、加工する領域について語ってみます。木材産業の設備増強に関するここ10年間の動きをみると、木材乾燥施設、プレカット加工機械の設備更新が主な流れでした。また、岐阜県においてはJAS製材工場の振興にも力点をおき、特に機械等級区分のJAS製材工場の推進に重点を注いできました。

使う領域についてですが、今や木材産業振興の要は、「木材利用拡大・推進」であり、岐阜県木連は一級建築士設計事務所も併設しており、木材需要の過半をしめる住宅・建築分野に積極的に進出しています。その一例が、県産桧ムク材で構成した木造平行弦トラスの「柱いらずハリーさん」です。



岐阜県木連が開発した木造平行弦トラスの建築例

また、岐阜県木連参加の会員が共同して納材した大型木造建築物の代表的なものが、岐阜市立新図書館“メディアコスモス”の屋根工事です。製品材積800m³(KD製品材積1200m³、原木材積2500m³)程のラミナ材(仕上げ寸法:巾12cm×厚さ2cm×長さ12m)と、この間に挟みこむパッキング木材とで高さ40cm程まで交互に積層した構造部材で、屋根を造りました。



岐阜市立新図書館の屋根工事の状況

こうした加工や使うことに対する金融保証制度の一層の充実が期待されます。

一方、岐阜県木連は39の木材協同組合を会員とする連合会であるが、協同組合には与信というものが認められていない状況も見受けられるので、この課題も克服したいものです。

4. 結び

今回、令和2年2月から日本でも新型コロナウイルス感染症が拡大し、今や世界的な対策を要する時にいち早く林業者等への信用保証対策を講じられたことは、誠に意義深く“信用基金としての快挙”と感じました。

林業信用保証相談員は、林業・木材産業の現

場で活動するものであるため、金融面も含めて総合的な指導といったことができると思われます。

今後、相談員がすばやく、充実した活動が可能となるよう、(独)農林漁業信用基金において検討して戴くことをお願いして、筆をおきます。

全国漁業信用基金協会新潟支所

1.新潟県の紹介

新潟県は、本州の日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぐとともに沖合には佐渡と粟島を擁し、面積は全国第5位の12,584km²、人口は15位の225万人の県です。

このような新潟県についてまず思い浮かべるのは雪ではないでしょうか。県境の山沿いの魚沼地域、上越地方は全国有数の豪雪地帯で一晩に1mを超える雪が降ることも稀ではありません。この雪が米をはじめ、枝豆、なす、すいか、梨、柿、桃などの農産物を育み、その中でも新潟県は「えだまめ」、「越後姫(イチゴ)」、「ル・レクチェ(洋梨)」のブランド化を推進しています。また、豊富で良質な水が酒造りを支え、酒蔵数(免許場数)は99で全国1位、生産(製成)量は3位となっています。



魚沼地方の雪景色

またもう一つ、新潟ならではの朱鷺(トキ)について触れさせていただきます。

トキは、江戸時代まではほぼ全国的に生息していましたが、明治以降急速に減少し、平成15年に日本の野生のトキは絶滅しました。一方、佐渡トキ保護センターでは、平成11年に中国から寄贈されたペアによる人工繁殖に成功し、平成20年から佐渡でトキの自然界への放鳥が行われています。令和元年12月現在で424羽の生息が確認されており、佐渡に来ていただければかなりの確率で自然界のトキを見られるかもしれません。



朱鷺(トキ)

2.新潟県の水産業について

新潟県には、長い海岸線(約635km)とその沿岸に広がる大陸棚、佐渡、粟島沖合の天然礁、さらには信濃川、阿賀野川をはじめとする大小の河川など、豊かな漁場があります。また、北に向かって流れる対馬暖流とその下層に広がる日本海固有水(水深300m以深で水温が2℃以下で安定している)により、暖流系、寒流系の両方の魚介類が水揚げされるなど、四季折々の豊富な海の幸に恵

まれ、海面の生産量は約3万トンとなっています。

その中でも、11月から1月に佐渡両津湾の定置網に入る寒ブリは、脂が乗って絶品です。冬型の気圧配置が強まり「雪起こし」と呼ばれる雷が鳴り出すと寒ブリが定置網に入ります。佐渡ではこれを「ブリ起こし」と呼んでいます。

また、サケは、江戸時代後半、県北の村上藩士・青砥武平治が、三面川に分流「種川」(たねかわ)

を考案して、世界初のサケの自然ふ化増殖に成功しました。その伝統が今でも引き継がれ、さらに村上地方には100種を超える鮭料理があり、鮭を余すことなく利用する食文化も根付いています。

ちなみに、年取り魚としては西日本ではブリ、東日本ではサケが多く用いられるようですが、新潟県では西(富山寄り)と佐渡ではブリ、北(山形寄り)ではサケといわれています。

一方、内水面では、本県が発祥の地とされています錦鯉の養殖(約200年前、江戸時代の後期に

古志郡二十村郷(現在の小千谷、長岡、魚沼地域)で生まれる)が、中越地域を中心に盛んに行われています。生産者による独自の研究、改良により現在では100種類以上の品種が作出され、アジアや欧米など世界40以上の国や地域に輸出され、近年は県内生産額の約7割が輸出向けとなっています。(ただ、今年新型コロナウイルス感染症の影響で、海外からのバイヤーの来県がほとんどなく、輸出も大きく落ち込んでいるのが実状です。)



佐渡寒ブリ



塩引き鮭(村上 鮭塩引き街道)

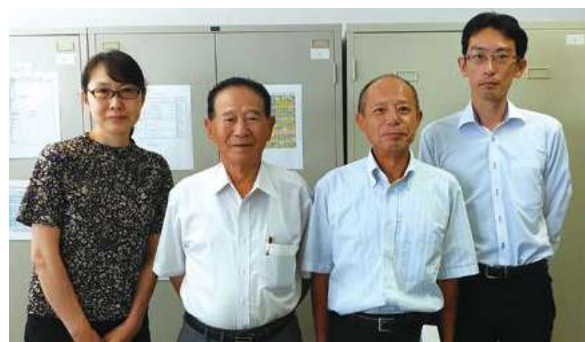


錦鯉

3. 新潟支所の概要

- 住所 新潟市中央区万代島2番1号 水産会館
- 電話番号 025-245-0814
- 代表者 担当理事兼運営委員長 小田政市
- 会員数 84名
- 出資総額 505,650千円
- 保証残高 286件 1,779,301千円
- 役職員数 4名

(令和2年3月31日現在)



新潟支所の役職員の皆さん

4. 今後の事業方針

令和2年度前半は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済が低迷、それにともなう魚価の低下等で漁業者の経営状況の悪化が見られました。このような状況を改善するため、国は漁業者に対して、運転資金等の融資についての利子や保証料の助成を制度化しています。

新型コロナウイルス感染症がまだ完全に収束

しない中、新潟支所においても、新型コロナウイルス感染症への対応を緊急対策と位置づけ、国の支援制度を適切活用できるよう金融機関と連携して対応していくこととします。

また、平成31年4月の合併の効果が発現できるよう本所、各支所と連携し、水産関係者に役立つ協会支所となるよう努めてまいります。

全国漁業信用基金協会愛媛支所

1. 県域概要(位置、気候、風土、漁業の状況等)

愛媛県は、四国の北西部に位置し、東は香川・徳島の両県、南は高知県に隣接しています。また、北は瀬戸内海をはさみ、「しまなみ海道」で結ばれた広島県、西は宇和海を隔てて大分県と向かいあっています。県内を大きく3つの地域に分け、県東部を「東予」、県中央部を「中予」、県南部を「南予」といい、東西に細長い県土のほぼ中央に位置する県都・松山市からは、飛行機で東京まで80分、大阪まで50分で行くことができるほか、空港から松山市中心部まで車で約15分、わが国最古の温泉と言われる「道後温泉」まで約25分と全国トップレベルのアクセスを誇ります。



道後温泉

気候は温暖で雨が少なく、冬季は平野部では積雪はほとんどありませんが、山間部では積雪も多く、ウインタースポーツが楽しめるなど、四季を通じて多様な気候に富んでいます。

県内には大小多くの島々が点在し、東洋の地中海と呼ばれている瀬戸内海やリアス式海岸が続く宇和海は、美しい景観を形成しています。また、中央部には西日本最高峰の石鎚山とそれに連なる山々や四国カルストが広がり、雄大な眺めとなっておりバラエティに富んだ豊かな自然に恵まれています。

漁業の特徴といたしましては、愛媛県の海岸線

の総延長は1,704kmと、全国第5位の長さを誇り、漁場は佐田岬半島を境に瀬戸内海と宇和海に大別され、さらに瀬戸内海は東部の燧(ひうち)灘と西部の伊予灘に区分されます。瀬戸内海は、魚介類の産卵や成育の場として重要な藻場・干潟に恵まれた生産性の高い海域で、小型機船底引網・機船船曳網・一本釣などの多種多様な漁船漁業が営まれています。宇和海は太平洋からの黒潮分枝流に乗って回遊するイワシやマアジの好漁場であることから、沖合では巻き網を中心とする漁船漁業が盛んに行われる一方、沿岸域では特有のリアス式海岸と冬場の水温の高さを利用したタイ・ハマチなどの魚類・真珠・真珠母貝などの養殖業が盛んで、全国屈指の生産量・生産額を誇っています。また新たに高級魚「スマ」の完全養殖に成功し年々生産量が増加しています。

漁業関係のホットな話題として、県内43漁協が合併し「愛媛県漁業協同組合」が令和2年4月に誕生しました。当支所担当理事である平井義則が代表理事組合長として愛媛の水産業を牽引しています。

最後に郷土料理、「鯛めし」をご紹介します。愛媛県には東・中予(写真左)と南予(写真右)で異なる鯛めしがあります。どちらがお好みに合うかは是非お試しください。



鯛めし(東・中予)



鯛めし(南予)

2. 愛媛支所の概要

- 住所：松山市二番町4丁目6番地2(水産会館3階)
- 電話：089-933-5126
- 担当理事：平井 義則
- 担当監事：猪野 直人
- 会員数：734会員
- 出資金残高：2,974百万円
- 保証残高：10,605百万円
- 求償権残高：10,198百万円

(令和2年3月末現在)



愛媛支所の役職員の皆さん

3. 愛媛支所の最近の重点的な取組等

回収金減少支援事業や漁船リース事業など国の各種制度を積極的に活用したことにより、近年右肩下がりであった保証残高が令和2年3月時点で緩やかになってきました。引き続き系統機関と連携して保証推進を行ってまいります。また、平成6年に

端を発したアコヤ貝の大量斃死や養殖魚の価格暴落による代位弁済が急増したことにより、多額の求償権を有しておりますが、関係機関と協力して回収に努めてまいります。



タイの出荷



真珠の浜揚げ



真珠製品

農業者の破綻防止について

弁護士 水上博喜 (農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会及び同農業保険関係業務運営委員会委員長)

1. 農業の経営と事業借入

農業は林業及び漁業とともに第1次産業(コーリン・クラークの分類による)に属するが、農業自体が経済活動であるため、当然のことながら農業経営にあたっては資金を必要とする。農地の維持や開拓、種苗の購入、農産物を育成するための施設の設備開設・維持の費用、農作物収穫や加工のための設備の設置・維持費用、農産物販売のための諸施設の費用、これに農産物特有の問題として自然災害への対応費用も加わる。すなわち、農業の全過程において資金が必要となる。このうち自己資金で賄える部分もあるが、農業機械など多額の出費を要するものについては借入れを行わざるを得ない。

しかし、農業構造動態調査によれば、「農業経営体」は圧倒的に家族経営が多い。平成31年の段階で全国で「農業経営体」の総数は約118万8000件であり、そのうち、家族経営は約115万2000件に上る(平成31年農業構造動態調査結果)。その他の約3万6000件が農業法人(株式会社その他の会社法上の会社及び農事組合法人(農地所有適格法人(旧農業生産法人、平成28年農地法改正)))による農業経営ということになる。これを見ると、多くの「農業経営体」は経営基盤が極めて脆弱であると言わざるを得ない。これ

に対して、農作物は、国民の食の嗜好の変化や食生活の変化等の理由に伴って売上げが減少したり、自然災害(台風、地震等)によって被害が出ることも多く、多くの「農業経営体」はその経営リスクに十分に対応できる体力がないと考えられる。

特に本年(令和2年)は新型コロナウイルスの蔓延の影響を無視することはできない。緊急事態宣言や自粛要請に基づく飲食店の営業自粛及び国民の外出自粛により、飲食店向けの農作物の販売が低迷しているとの報道があり、特に高級食材、牛肉をはじめとする高級食肉の販売が低迷しているとのことである。このコロナ禍がいつまで続くかわからないが、将来にわたって農業の経営を圧迫することは明らかである。

2. 農業者の経営破綻における処理

農業者でも、借入れなどの債務の返済が困難となれば、債務の整理が必要となる。その方法としては、裁判所を通さず直接債権者と交渉するか(任意整理)、または裁判手続としての民事再生手続又は破産手続を行うものがある。大型の農業法人であれば会社更生法による手続もあるが、会社更生手続を利用することは稀であろう。

任意整理の方針は千差万別であるが、多くの場合は、分割返済の回

数・期間を伸長するという形で行われる。つまり、月額返済額を抑えて、長期の借入れに変更するという方法である。これには、単に分割の回数と期間のみを変更するという方法もあるが、最初1年間は利息のみ、次の年からは元本を再計算して利息と再計算された元本を返済するという方法もある。しかし、ほとんどの債権者特に金融機関は、利息の値上げ、追加保証人その他の担保を求めてくることも多い。また任意整理の段階では通常は債権カットには応じない。

任意整理に当たっては農業を継続する場合と農業を廃止する場合がありうるが、農業を廃止する場合で問題となるのは農地の処分である。農地については、所有権の移転や地上権などの権利の設定に当たって農地法上の許可が必要であるが(農地法3条)、それは農業従事者が購入する場合でも同様である。また、適当な売却先がない場合もあり、売却できたとしても、農地の売買金額が極めて低廉であることから、任意整理に必要な資金が得られない場合がある。

裁判手続のうち、まず、破産手続きは、簡単にいうと破産時における破産者の財産を破産管財人が換価して債権者に分配する手続きである。農業経営体が法人組織であれば、その法人は、破産手続終結決定(破

産法220条2項)によって法人格が消滅する(同法35条、257条4項等)から、以降その法人名で農業を経営することはできなくなる。他方個人事業者として破産した場合は、新たに農業を継続することは可能である。ただし、農地や農業機械、設備その他の農業経営に必要な資材は売却され、配当に回されているから、これらの農業経営に必要な資材は新たに購入するか、管財人が売却した先から取り戻すことが必要である(物によっては管財人が裁判所の許可を受けて、「破産財団=債権者へ分配するために管財人が集めた財産」から放棄して破産者が所有権を維持している財産もありうる。)

民事再生手続は、裁判所が認可した再生計画に基づいて弁済を行う手続である。債権者による債権カットが行われるのが通常である。民事再生手続においては、清算手続は行われなため農業経営の継続は可能である。しかし、再生手続は、法人であれば、期間が厳密に規定され、その期間内に再生計画案の提出が義務付けられること、再生計画案策定に当たっては公認会計士または税理士の関与が必要であること、再生期間中は裁判所から選任された再生委員の監督に服すること、再生委員の費用を含めて多額の費用が必要となる。

次に個人再生については、小規模個人再生手続と給与所得者再生手続(民事再生法221条)とがある。小規模個人再生手続は、債務が5000万円(住宅ローンは除くが、元本だけでなく、利息・損害金を含む。)以下であれば、小規模個人再生手続

(同法221条)を利用できる。この小規模個人再生手続は通常の民事再生手続より要件が緩和されており、利用しやすくなっている。

給与所得者再生手続は、いわゆるサラリーマンが住宅を残すことを眼目として利用する手続であるから、個人(家族経営)で農業経営を行っている者には当てはまらない。ただし、その農業従事者が個人での農業経営を放棄して企業に入るような場合であって、自宅を残したいという場合には有用である。

3. 農業経営者の破綻防止策の策定

我が国は自給率が低い(令和元年度カロリーベース38%)と言っても、農業は国家政策の根幹であるから、政府が農業者の経営基盤の安定化政策を策定することは必要不可欠であるが、それとともに、個別の農業者について破綻のおそれがある場合には早期に対策を打つ必要がある。農業者が経営破綻し破産にまで至る原因はまちまちであろうが、売上予測の見込み違いによる過剰投資、過剰借入や自然災害による損害の発生が原因となることが多いと思われる。その場合でも債権者との間でリスケジュールができれば、破産にまで至ることない。しかし、一般に金融機関であれば、リスケジュールに当たっては上記の利息や追加担保の問題があるし、金融機関に対してリスケジュールの相談することは「貸し剥がし」のイメージがあるため躊躇しがちである。そのうちに、状況が悪化して厳しい債権回収を受けて破産に至ることが多い。そこで、そこまで至る前に破綻のおそれのある農

業者のために相談できる窓口を設置するなどして破産を回避する道を開くことは是非とも必要であると考えられる。これは農林漁業信用基金の本来業務ではないが、信用基金法第3条第1項記載の「農林漁業経営等に必要資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。」との一般規定に合致するものであるから、農林漁業信用基金に期待するところ大である。なお、第三者機関として現在、日本弁護士連合会では、ひまわりホットダイヤル(電話0570-001-240)を用意しており、東京の事業者であれば、東京弁護士会が中小企業法律支援センター(電話03-3581-8977)を用意しているので、その点も付言しておく。



水上 博喜(みずかみ ひろき)

昭和31年東京都生まれ。平成6年に東京弁護士会において弁護士登録。同22年には同弁護士会の監事に就任している。平成26年から平成28年まで農林水産省林野庁入札等監視委員会副委員長に就任、平成28年から農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会及び同農業保険関係業務運営委員会において委員長を務めている。著書には『事例で見る債権管理・回収のポイント(共著・加除式)』新日本法規、『成功する事業承継の仕組みと実務(共著)』自由国民社等がある。

BCPの必要性と信用基金の役割

公認会計士・税理士 齊藤 泰彰 (農林漁業信用基金リスク管理委員会委員)

近年、全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しており、今年も豪雨・台風に加えて思いもよらない新型コロナウイルスの脅威にさらされています。被災された多くの皆様方、そして、休業等の経営被害を受けられている皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

毎年のように起こる大地震・台風・洪水等の自然災害に対して、中小企業の防災・減災対策を促進するため、2019年7月16日に「中小企業強靱化法」が施行されました。この法律に基づき防災・減災の事前対策に取り組む中小企業は、信用保険枠の追加、低利融資、防災・減災設備への税制優遇、補助金の優先採択等の支援を受けられます。

このような背景から、緊急時においても中小企業が存続していくためにBCPの重要性が取り沙汰されるようになってきています。

1. BCP取り組みの必要性

BCPとはBusiness Continuity Planの略で「事業継続計画」とも言われます。大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと

です(内閣府:事業継続ガイドラインより)。

東日本大震災のような自然災害が突然発生したら、想定外の状況によるストレスで、どれだけの人が正常な判断で冷静に行動できるのかわかりません。しかし、このような有事の際でも事前の備えができていれば、危機的状況乗り越えることができるのではないのでしょうか。この備え方を予め規定しておくことがBCPの意義ということになります。

サプライチェーンを構成し、我が国経済を支える多くの中小企業にとって、BCPは避けられないものになってきており、その対策をしておかないと危機的状況に直面したときのダメージは計り知れないものと思われま

すが、BCPは

- 自然災害など有事の際のダメージを最小限に食い止める
 - 早期復旧を果たし事業を継続する
 - サプライチェーンの停滞を防ぐ
- ために必要であり、更に、この取り組みを行うことで副次的に
- 取引先等からの信頼性が向上する
 - 重要業務や優先度が可視化する
 - 自社の強みと弱みが再認識できる
- ことが期待できるため、競争力の強化という効果にもつながってくるわけ

です。特に、農林漁業は自然災害や天候不良などの自然環境要因に大きく左右される側面があるため、個々の農

林漁業者は、一般企業と同様、むしろそれ以上にBCPに取り組むことへの必要性は高いものと考えられます。

なお、BCPは自然災害の対策について重要性がフォーカスされますが、それだけに留まらず、2018年3月に中小企業庁が公表した「支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブック」には経営改善をテーマに取り組む場合の効果についても取り上げられています。

このガイドブックでは「BCPは、災害や大きな事故等が発生した状況において、限られた経営資源の中、どのように短時間に対応するかをあらかじめ考え、実際の状況に応じて、柔軟に判断しながら行動を起こせるよう訓練して対応力を高めるための活動です。これは、日常の経営改善(=経営の効率化)と同義」であり「日常の経営改善の延長線としてBCPの要素を取り入れていけば結果的に災害に対して強くなるのが期待されます」としており、BCPの考え方として「経営改善(全般)」「資金計画」「IT活用」「販路開拓」「働き方改革」「事業承継」にBCPの要素を取り入れるよう提案がなされています。

リスクを最小化し、リターンを最大化する経営改善を図る活動が、危機的状況下でも事業の継続を可能にする体制づくりに役立つことになるわけ

例として「事業承継」が挙げられています。

2. 事業承継問題

事業承継対策の主なキーワードは「ヒト・モノ・カネ」ですが、とりわけ話題に上がるのが「ヒト」の問題です。

仕事柄、税務面でのご相談から事業承継の問題にも関わらせていただくのですが、後継者が不在だったり決まらないということで苦悩されている企業がとても多いと感じます。国内企業全般で後継者不足が課題であり、更に経営者の高齢化もこの問題に拍車をかけています。

これまでは、産業を問わず中小企業の事業承継は親族内での承継が中心でしたが、出生率の低下に伴う少子化や、価値観の多様化による個人の生き方の選択肢が増えるなど、昨今は親族内承継が難しい時代になっています。

一方、「モノ」「カネ」については、「経営承継円滑化法」により事業承継資金等を確保するための金融支援や事業承継に伴う税制支援(贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度)の前提となる認定等が手当てされ、対策の選択肢が拡充されていますが、後継者が見つからないことには事業そのものが途絶えてしまいます。事業承継というリレーを続けるには、とにもかくにもバトンを受け取ってくれる相手を見つけることがまずは必要ということです。

農林漁業においても後継者不在問題は例外ではなく、特に家族経営の色彩が強く、高齢化による生産効率の低下の問題は他産業に比べてむしろ深刻な状況であるといわれて

います。このような背景の中、人手が少なくても生産効率を上げる方法を見つけるため、スマート農林水産業の推進も行われています。

スマート農林水産業の推進は、農林漁業が更に魅力ある産業に転換されて新たな就業者が増えることやノウハウの伝承などの事業承継対策につながる効果があると思います。個々の農林漁業者がBCPへの取り組みをきっかけとして、経営改善を図るなかでスマート農林水産業化を取り入れて事業承継問題の解決の糸口になることを期待しています。

3. 農林漁業信用基金とリスク管理委員会

農林漁業には生産性向上や効率化を図る経営努力だけでは対処できない自然災害や天候不良などの自然環境、また、生産物の価格低下などの大きなリスクがあります。国は、これを補完し、農林漁業の産業発展を支えるための制度を整備しており、農林漁業信用基金はその制度基盤の一翼を担っています。

農林漁業の事業承継が円滑に進み発展を遂げるには、効率的・安定的な経営体の育成が重要になります。そのためには、農林漁業者に対する円滑な資金供給は欠かせません。

農林漁業信用基金は、農林漁業を営む事業者の信用力を補完し、経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命としています。この使命を果たすため、信用基金が行う業務に内在する保険引受リスク(農業・漁業)や保証リスク(林業)等の個別のリスクを捉え、これら

を統合的に管理することで、信用基金の運営を適正かつ安定的に行っていく必要があります。このリスク管理状況を専門的に点検するための機関としてリスク管理委員会が設置されています。

農林漁業信用基金のリスクへの取組は、いわば農林漁業の産業全体のBCPの一環をなす重要なものといえます。

このような盤石な制度基盤を背景に、個々の農林漁業者によるBCPへの取組や円滑な事業承継が行われることで、農林漁業が健全に発展し、食料等の安定供給が守られていくことを切に願うものです。

私もリスク管理の役割を担う一員として、BCPへの関心が高まり、何らかのかたちで社会の持続的発展のためにお役に立つことができたらと思っています。



齊藤 泰彰(さいとう ひろあき)

辻・本郷税理士法人 法人ソリューショングループ 九州エリアパートナー。
(2020年10月1日現在)
大手監査法人を経て、2008年辻・本郷税理士法人入所。主に事業会社や医療機関の税務会計顧問、事業承継、M&A・組織再編、内部統制構築支援等の経営相談業務に従事。2015年4月より農林漁業信用基金リスク管理委員会委員。

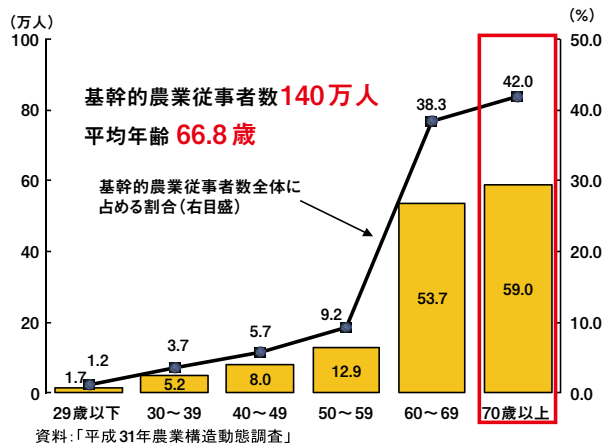


「スマート農林水産業」の 実現に向けて

農林水産省大臣官房政策課技術政策室 課長補佐 伊藤 圭

はじめに

我が国が人口減少社会に移行する中、都市部に先駆けて農山漁村の人口減少、高齢化が加速しています。基幹的農業従事者も年々減少し、2019年で140万人、平均年齢は66.8歳にまで上昇しています。また本年は、新型コロナウイルス感染症への対応の影響を受け、外国人材の受入れの見通しが立たず、生産現場は切実な人手不足を訴えている状況です。



基幹的農業従事者の年齢構成 (平成31年)

「スマート農林水産業」は、こうした現場の課題をロボット、AI、IoT等の先端技術で解決し、生産性の向上と人手不足に対応する新しい農林水産業の形として期待されています。我が国が世界に提唱するSociety 5.0を農林水産分野で実現するものであり、その社会実装に向けて官民一体となって重点的に取り組んでいます。

本稿では、スマート技術の動向と政策展開について、農業分野を中心としつつ、林業、水産業について

でも簡単に紹介します。読者のみなさまにとり、スマート農林水産業の理解の一助となれば幸いです。

スマート農業

少子高齢化・人口減少が本格化し、農業就業者数や農地面積が減少し続ける中、今後、経営資源や農業技術が継承されず、生産基盤が一層脆弱化することが危惧されます。こうした中、生産基盤の強化を図り、農業・農村を次世代に継承していくためのスマート農業への期待が高まっています。

スマート農業は、大きく3つの方向に分類できると考えています。

1つ目は、「作業の自動化・省力化」です。ロボットトラクタや水田の水管理をスマートフォンで遠隔操作するシステムなどの活用により作業を自動化・省力化し、アシストスーツの活用により軽労化が可能になります。また、人工衛星からの位置情報をもとに正確に直進作動する農機は、新人でも真っ直ぐに耕す、真っ直ぐに田植えをするなど、熟練者と変わらない作業を可能にします。


2つ目は、「情報共有の簡易化」です。位置情報と連動した経営管理ソフトをスマートフォンで操作することで、作業の記録をデジタル化・自動化でき、新人従業員でも、誰かに聞くことなく、法人の受託農地の位置を正確に把握できるようになるなど、より主体的に活動できるようになりました。また、ほ場ごとの農作業の記録が現場で容易になり、個々の農地の収穫成績と作業管理の関係を、経営の視点から捉え

られるようになってきています。

3つ目は、「データの活用」です。ドローン・人工衛星によるセンシングデータや気象データを解析し、農作物の生育や病害虫を予測することで、ほ場ごとに

きめ細かく防除や施肥設計を行い、必要最小限の農薬や肥料で収量の最大化と品質の向上を図るなど、高度な農業経営が可能になります。

①作業の自動化



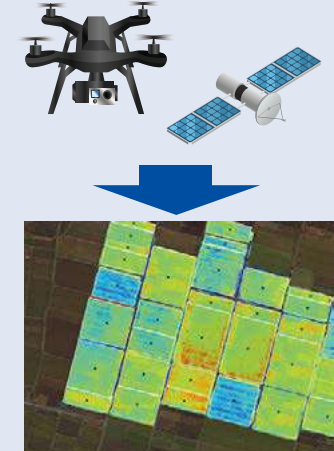
**ロボットトラクタなどの
先端技術で
規模拡大が可能に**

②情報共有の簡易化



**ICTで営農管理をデジタル化し、
新しい人材を雇い入れた
効率的な農業経営が可能に**

③データの活用



**センシングデータ等の活用により、
農作物の生育などを予測し、
高度な農業経営が可能に**

スマート農業の方向とその効果

関係者のご努力により、さまざまな技術開発が進展し、実用段階に入ったことから、農林水産省では、2019年から、農業者の主体的な参画を得て、「スマート農業実証プロジェクト」を開始しました。現在、全国148地区で展開し、水田作だけでなく、畑作、野菜・花き、果樹・茶、畜産など多岐にわ

たる作目と品目、中山間地域・棚田や離島といった条件不利地域においても実証を進めています。今後、実証で得られたデータをもとに、導入による経営効果を明らかにし、最適な技術体系を検討するなど、農業者の判断材料となる情報を発信し、取組の横展開を図っていく考えです。

経営管理	耕起・整地	移植・直播	水管理	栽培管理	収穫
					
営農アプリ	自動走行トラクタ	自動運転田植機	自動水管理	ドローンによる生育状況把握	収量や品質データがとれるコンバイン
実証イメージ（水田作）					

また、実証を進めるにつれ、自動化やデータ活用などの面でスマート農業の効果が実感される一方、スマート農業機械の価格が高額なことや、農地基盤、データ活用等の環境整備、人材育成・確保などの課題も見えてきています。

特に、導入コストの低減に向けては、農業者による農機の取得(購入)だけでなく、例えば、ドローンによる農薬散布作業の代行、地域間の作業時期の差を生かした農機のシェアリング等のサービスを提供し、農業者をサポートする事業者が今後重要なプレイヤーになると考えています。政府では、これらサービス事業を「農業支援サービス」と位置づけ、その育成と定着を推進していきます。



ドローンによる防除の代行 (JA 鹿児島県経済連)



収穫量に応じた自動収穫ロボットの貸出 (inaho (株))

農業支援サービスの例

スマート農業のカギを握る「データ」については、国家プロジェクトで産学官が協力して研究開発された農業データ連携基盤(WAGRI)が2019年から運用を開始し、農地の区画、気象、農薬等のデータ

や農作物の収穫適期を予測するシステム等の活用が可能となっています。今後、民間企業による営農支援サービスの充実等を促し、生産性や農作物の品質の向上につなげ、農業現場にデータ活用のメリットを提供することが重要です。

農林水産省では、こうした様々な現場の課題解決とスマート農業の加速化に向けて、省内横断的に検討し、10月1日に「スマート農業推進総合パッケージ」をとりまとめました (<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/package.html>)。今後、この政策パッケージに基づき、総合的に施策を推進し、農業の成長産業化につなげていきたいと考えています。

スマート林業

林業が営まれている山村では、林業労働力の不足や所有者が不明な森林の増加に加えて、日本の厳しい地形条件、夏場の下刈りなどに起因する「きつい・危険・高コスト」の3K林業といった現状や、記憶・経験に頼る作業が多いなど、労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった課題が生じています。

こうした課題を克服し、林業の低コスト化、省力化、安全性の向上を図るためには、ICTやAI等の先端技術の活用が有効と考えられます。

近年は、ICTを活用した木材生産の管理手法として、土場にはい積された丸太の径級をAIにより自動解析して流通業者、加工業者等と共有できるスマホアプリなど、出材する木材の数量や出荷量等をリアルタイムで把握する取組が進展しています。また、レーザ計測やドローンによる森林資源量等の把握や解析されたデータを路網整備や森林整備の計画策定等に利活用する取組も各地で実証段階にあります。このほか、安全性や省力化を目指した林業機械の開発も進められており、近年では、森林

内に入し伐倒を行うリモコン遠隔操作式の伐倒作業車や、画像を解析するAIの導入により、対象となる集材木を認識し、自動で集材を行う架線集材機械等が開発されています。

引き続き、2019年12月に策定した「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、伐採・

搬出、造林及び木材利用の課題に対応して、先端技術の開発、データ整備及び実証・普及を一体的に進めることで、林業収益性の飛躍的な向上を図るとともに、3K林業のイメージを払拭し、林業を若者や女性にとって魅力的な産業にしていきたいと考えています。

Point 1

記憶から、デジタル記録の森林管理へ

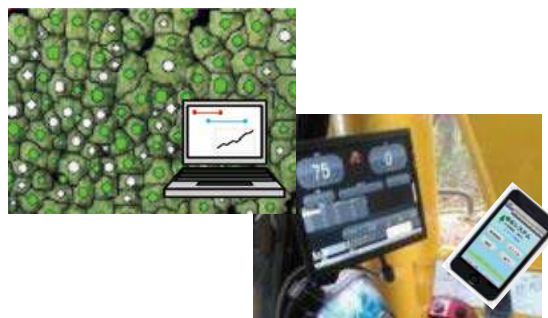
- ◎資源・境界情報をデジタル化することで、人手と時間をかけることなく、森林を管理・利用
- ◎レーザ計測、ドローン、ICT機器を使用し、路網を効率的に整備・管理



Point 2

経験から、ICTによる生産管理へ

- ◎経験則に頼る木材の生産管理にITを導入
- ◎資源・境界の管理、生産計画の策定、木材生産の進捗管理、事業の精算を効率的に運営



Point 3

3K林業からの解放（生産）

- ◎伐採～運搬作業を自動化することで、林業生産性をアップ
- ◎人による作業を少なくし、労働災害の発生しやすい作業を根絶やしに



Point 4

3K林業からの解放（造林）

- ◎一貫作業、低密植栽、ドローン等により、造林作業を省力化・軽労化し、コストも削減
- ◎人力に頼る造林作業、特に、夏場の過酷な下刈り作業から解放



スマート林業の展開方向

スマート水産業

近年、水産分野においても、ICTやAI等の先端技術の導入により、国際的にみて遜色のない科学的、効果的な資源評価・管理を行い、水産資源の増大を図るとともに、データに基づく漁業・養殖業への転換や競争力ある流通構造の確立により生産性や所得を向上させ、将来の担い手確保に繋げるなど、スマート水産業への期待が高まっています。

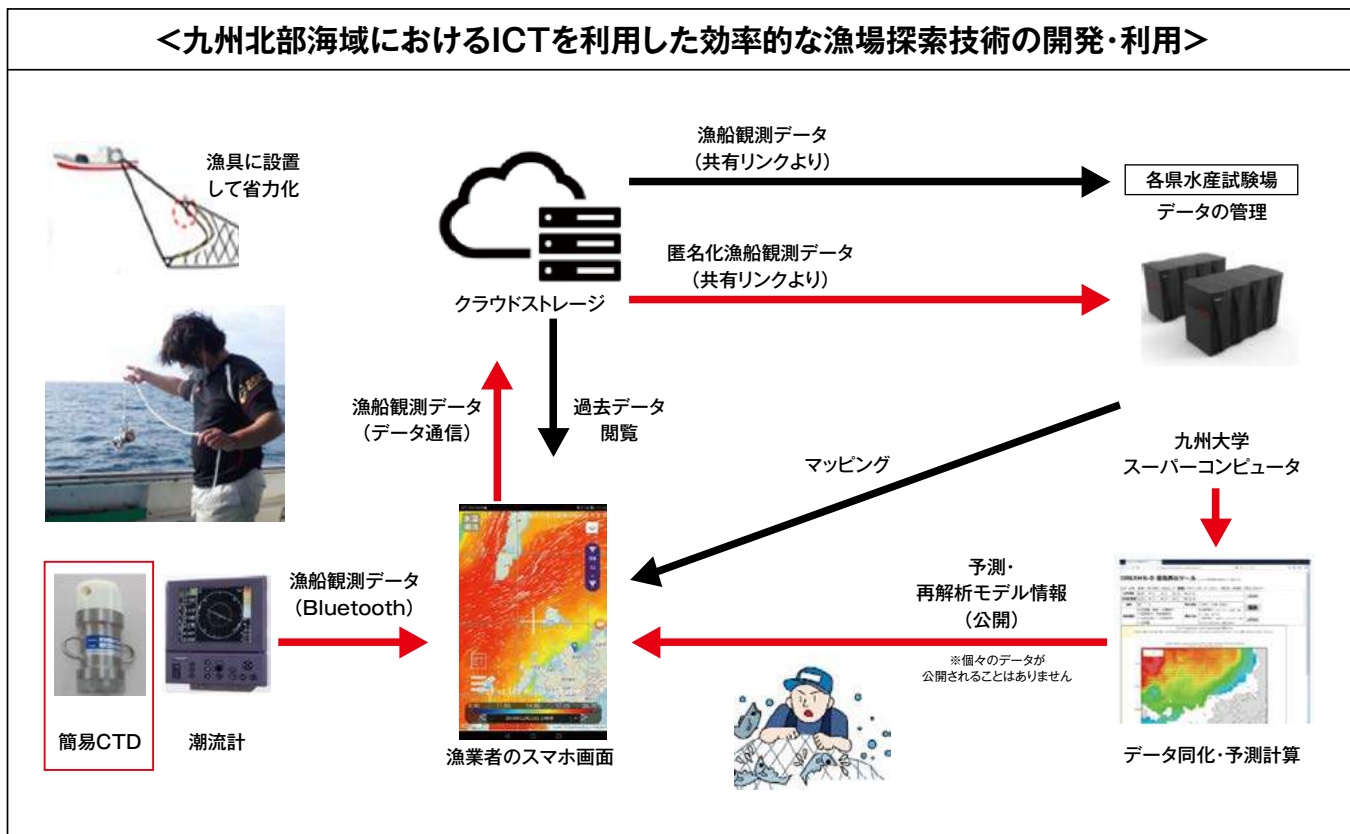
例えば、人工衛星が観測する海面水温画像、漁船・調査船が観測した現場水温を組み合わせることで広域の漁場形成予測情報を漁業者に提供するものや、スマートフォンで養殖魚の給餌状況

を確認しながら、遠隔で給餌調整を行うことが可能なものなどがあります。

水産庁では、こうした技術の開発・実装に向けて、民間企業、学識経験者、水産関係団体、研究機関等の協力を得て、令和元年度に「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」を開催し、漁業・養殖業や加工流通分野でのスマート化に関する技術・ニーズ・課題について議論し、今後の取組の方向性等をとりまとめました。

特に、資源評価で得られるデータをはじめ、生産から流通にわたる多様な場面で得られるデータの連携・共有・活用を可能とする「水産業データ連携基盤」を本年2020年中に構築することとし

＜九州北部海域におけるICTを利用した効率的な漁場探索技術の開発・利用＞



- ICT技術を利用し沿岸漁船の漁場探索の「見える化」を図り、沿岸漁業の操業効率化を推進
- 3日先*までの海況データをスマホに表示、経験が少なくても漁場に到達できスマート漁業を実現

※現在7日先を目指して開発中。

スマート水産業（ICTの利用例）

ており、データ連携の取組で先行する農業データ連携基盤(WAGRI)とも連携して、検討を進めています。

こうした取組に加え、水産現場への新技術の実装を加速化することを目的として2019年12月に策定した「水産新技術の現場実装推進プログラム」に基づき、資源評価や漁業・養殖業、加工流通に至るまで自動化・省力化や付加価値向上を図り、水産資源の持続的利用と水産業の成長産業化を両立した次世代水産業の実現を目指したいと考えています。

むすびに

デジタルトランスフォーメーション(DX)という言葉もさまざまなところで見られるようになってきました。そのカギは「データ」にあります。

いかに、皆が安心してデータを提供する環境を整え、より付加価値の高い形でデータの提供者や社会全体に還元していくかは大きな課題です。特に、分野内(タテ)だけに留まらず、分野間(ヨコ)の連携を早くから意識することが重要だと考えています。

農・林・水それぞれ現場は違えども、自然を相手にした産業である点は同じです。農林水産分野では既に「ヨコ」の連携も見据え、生産のみならず、流通・消費、さらには輸出までフードチェーン全体で捉えてデータをつなぎ、生産性向上を実現する「スマートフードチェーン」の構築に向けた研究開発も進んでいます。

また、行政機関もデジタル社会に適応できる環境整備が不可欠です。農林水産省では、法令や補助金等の手続のオンライン化や行政手続の簡素化の促進、農業関係情報のオープンデータ化などを進めています。

結びに、ここまで技術開発を進めてこられた

企業や研究者、農林漁業者等の皆様へ敬意を表しつつ、スマート農林水産業の社会実装に向けて、引き続き関係者の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。



ロボット農機元年以前とこれから

(国研)農業・食品産業技術総合研究機構

農業技術革新工学研究センター スマート農業推進統括監 長崎 裕司

スマート農業の今日的状況

この3月に改訂された食料・農業・農村基本計画において、農業の成長産業化と持続的発展のために、スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進が施策の大きな方針の一つとして示され、農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)も2021年度からの5か年の次期中長期計画期間において、引き続きスマート農業技術の社会実装や人工知能(AI)、データ、ロボティクスを活用した新たな技術開発に取り組むこととしている。

スマート農業技術の社会実装のメルクマールとしては、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において、稲作を対象にした車両系ロボット農機(トラクタ/田植機/コンバイン)の開発があり、ロボットトラクタは2018年秋には市販化され、現在スマート農業実証プロジェクトの全国各地の拠点で稼働している。2018年はロボット農機元年とも称されている。

AIやデータについては、2018年10月に農研機構内の新たな研究拠点として農業情報研究センターが発足し、育種から生産、加工・流通、消費までのフードチェーンの全てのプロセスにAI技術を適用すること、SIPで開発された農業データ連携基盤(WAGRI)の運営母体としてデータ・システムを拡充することを進めている。この5月には、AI研究用スパコン「紫峰」と大規模統合データベースの稼働を開始したところである。

このように、ここ数年が大きな節目となったスマート農業だが、今日的状況に至ったのは長年の研究開発の蓄積があったからであり、過去の開発事例を紹介するとともに将来についても言及したい。

スマート農業の定義と事例

スマート農業は「ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業」とされ、超省力・高効率化農業の実現、きつい作業や危険な作業からの解放の他、熟練農業者の「匠の技」をデータの形で継承することで注目されている。

既に機械化が進み10a当たり約20時間で作業が行える稲作において、比較的時間を要しているのが、水管理と畦畔草刈り(両作業で全体の1/3以上)である。水管理については既に自動・遠隔水管理システムが開発され普及が拡大しており、約8割の作業時間削減を実現している。畦畔や法面の草刈りについては、遠隔操作式の草刈機が普及し始めており、その効率的な運用の他、無人化に向けた研究開発も期待されている。

超省力という観点では、トラクタ等の車両系農機の自動化・無人化が進められ、自動車のナビゲーションシステムでも活用されている全球測位衛星システム(GNSS:Global Navigation Satellite System)と慣性計測装置(IMU:Inertial Measurement Unit)を組み合わせることで自動走行を実現している。現時点では、有人監視下での自動化・無人化の段階だが、「ほ場間での移動を含む遠隔監視による農機の無人自動走行システムを2020年までに実現」という政府KPI(Key Performance Indicators)達成に向けて、SIP等で研究開発が取り組まれている。

ICT活用としての精密農業

スマート農業のうちICT活用の歴史としては、1980年代の衛星画像などを利用した作物の生育

診断技術から、2000年過ぎには精密農業技術として展開された流れがある。当初精密農業は、主に欧米の取組からPrecision Farming、環境保全と生産性維持向上を同時に実現する農法として紹介されたが、ほ場センシング・マッピング、可変施肥などの作業、それらに基づく意思決定支援までの技術全体をまとめて日本モデルとして整理されたところである。

精密農業技術の活用例として、北海道の小麦栽培において衛星画像から小麦の成熟度合いを把握して、その情報に基づいてコンバインでの収穫順番の適正化を図る技術が2004年までに確立しており、適期収穫割合を高めることで乾燥コストを大幅に削減できる効果が得られている。

マッピング関係については、商用の各種サービスが普及し始めているが、基本的には農機等の作業情報をGNSSによる位置情報と合わせて記録し、地理情報システム(GIS:Geographic Information System)等を用いて可視化するものであり、収量マップや施肥マップの形で示され、次の年の施肥位置・量の判断の根拠として使われている。

自動運転田植機にみるロボット技術の展開

日本の農業機械の中で田植機の開発については、稲作の労働時間の大幅削減に大きく寄与した技術の一つであり、「戦後日本のイノベーション100選(発明協会、2016年)」の一つとして自脱コンバインとセットで選ばれている。1960年に市販化された人力1条田植機は、1981年には回転植付機構を搭載した多条植えの高速乗用型田植機にまで進化し、現在も田植機の基本構成は大きく変わっておらず、メカニズム的には成熟している。

したがって、田植機のロボット化は車両としてGNSSとIMUの利用による自律走行精度を高めることを重点的に開発が進められ、2008年には田植えロボットとしてロボット大賞の審査員特別賞を受賞したプロトタイプが世に出ており、近年は自動直進機能を有した自動操舵機能付き田植機(無人では

ない)が普及し始めている。無人化については、前述したSIP等で実用機開発が進み、農研機構において自動運転田植機(写真)として市販段階のモニター機を複数台製作済みである。

車両系ロボット農機の開発・社会実装については、遠隔監視条件下での運用が可能となれば作業効率や安全性の大幅な向上が期待され、近い将来には稲作の完全無人化が実現する段階になっている。一方で、稲作以外での作業、特に野菜や果樹などコンバインで収穫できないものについては、車両系ロボット農機関係の技術だけでは対応できないことから、新たな観点での研究開発が求められる。



自動運転田植機による無人走行

ムーンショット型研究開発とスマート農業

内閣府が2018年に創設したムーンショット型研究開発において、スマート農業に係る目標として「2040年までに農林水産業の完全自動化を実現」がある。従来の車両系ロボット農機だけでは解決できないセンシング技術の高度化の他、ドローン等も含めた小型ロボットが群として自律分散・協調作業を行うことが求められる。また、急激な気象変動への対応も考慮して作物生育の予測精度を飛躍的に高める必要があり、AIの活用が不可欠である。

一方で、最終的な判断を行うのは人であることに変わりはないシステムづくりが重要である。人の意思決定を迅速かつスマート(賢いもの)にし、その判断に従って小型ロボットが24時間切れ目なく、農村景観に溶け込んで農作業事故を起こすことなく作業を遂行する…。そんな未来の農村をイメージするこの頃である。

令和元年度業務実績評価

独立行政法人農林漁業信用基金の令和元年度業務実績等報告書については、令和2年6月29日に主務大臣に提出し、9月15日に主務大臣の評価結果の通知を受けました。法人全体に対する評価は、次のとおりです。

農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。

令和元年度業務実績等報告書：

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou05.html

令和元年度に係る業務の実績に関する評価書：

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/hyoka/dokuho/dokuho.html>

ここでは、令和元年度の主な取組結果についてご紹介します。

I 融資機関等に対する制度の普及推進・利用促進

信用基金は、農業者・林業者等の皆様が融資機関からの資金調達に際して制度が幅広く利用可能となる環境を整備するために、融資機関や農業・林業関係団体に対する制度普及・推進に取り組んでいます。

農業信用保険業務の取組

農業信用保険業務では、より効果的に制度の普及推進・利用促進を図るため、融資機関等への説明・意見交換について、対象の重点化、内容の充実、実施方法の工夫を図りました。

これに加えて、農業信用基金協会が行う制度の普及推進・利用促進に向けた取組をより効果的に支援できるよう、農業信用基金協会への新たな助成事業を実施することとしました。

林業信用保証業務の取組

林業信用保証業務では、制度の普及推進・利用促進に向けた方策・計画を策定し、積極的に融資機関等を訪問し、制度の普及推進等に取り組みました。その結果、新規・増額案件の引受けが大幅に増加したとともに、保証引受全体の件数及び金額の増加につながりました。

II 適切な保険料率・保証料率の設定等

保険料及び保証料は、保険事業・保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠な要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要です。そこで、信用基金は農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に保険料率・保証料率を設定し、毎年度、保険料率水準・保証料率水準の点検を行っています。

農業信用保険業務の取組

農業信用保険業務では、農業の事業の特性を踏まえて算定した借入者のデフォルト率に基づく保険料率を一部資金について令和2年度から導入することを決定しました。また、農業運転資金のうち家畜等購入育成資金について、近年事故率が低くなっていることを踏まえて保険料率の引下げを実施しました。

林業信用保証業務・漁業信用保険業務の取組

林業信用保証業務及び漁業信用保険業務では、業務収支や代位弁済・保険事故の状況等を踏まえ、保証料率・保険料の水準の点検を実施し、現行の保証料率・保険料率の体系を据え置くことが適当と判断しました。

III 保険事故率・代位弁済率の低減に向けた取組等

信用基金では、保険事故率・代位弁済率の低減に向けて、農業信用基金協会・漁業信用基金協会との協議、適正な審査の実施、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組を行っています。また、求償権の回収実績の進捗管理、農業信用基金協会・漁業信用基金協会との現地協議、求償債務者の特質に応じた回収方策の検討等により、求償権の管理・回収の向上に取り組んでいます。

農業信用保険業務の取組

農業信用保険業務では上記に加えて、農業信用基金協会が行う保険事故率低減に向けた期中管理や求償権の回収促進に向けた取組をより効果的に支援できるよう、農業信用基金協会への新たな助成事業を実施することとしました。

IV 業務運営の効率化・財務内容の改善等

業務運営の効率化

信用基金では、保険金、代位弁済費等の事業費について効率化に取り組んでいます。令和元年度は、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払いないしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだ結果もあり、事業費の大宗を占める保険金支払い及び代位弁済費の支出が減少しました。

また、経費支出の抑制に向けては、業務の見直し及び効率化を進めるとともに、役職員へのコスト意識徹底を図っています。

財務内容の改善

制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施した結果、令和元年度は、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれにおいても業務収支の黒字を確保しました。

その他

職員の人事について、部門横断的な事務遂行の一体化促進に向けて企画事務の一体化や情報システムに関する事務の集約化に向けた組織体制の見直し等を実施したほか、職員のステージや専門分野に応じた研修の構築等の研修計画の見直しを実施しました。

ガバナンスの高度化に向けて、政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会について、各業務の重要課題の検討状況について報告を行うなど、業務運営の透明性を高め、実質のある議論を促進し、委員からの意見等を業務運営に反映させるよう取り組みました。また、役員会や内部統制委員会の開催、監査の実施等を通じて内部統制の強化に取り組みました。

令和元年度決算の概要

独立行政法人農林漁業信用基金では、令和元年度決算を令和2年6月25日に主務大臣に提出し、令和2年8月31日に承認を得ましたので、その概要についてお知らせいたします。

なお、決算の詳細(勘定別を含む)につきましては、信用基金のホームページの以下からご覧になれます。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html

(注)文中及び表中の計数については四捨五入によっております。

I 決算の概要

貸借対照表の資産残高は、2,966億86百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金519億78百万円、有価証券及び投資有価証券1,116億48百万円、短期貸付金及び長期貸付金647億96百万円並びに寄託金270億32百万円などとなっています。一方、負債残高は、567億69百万円となりました。その主な内訳は、政府事業交付金136億81百万円、責任準備金10億49百万円及び保証債務389億51百万円などとなっています。

損益計算書においては、事業費や一般管理費(人件費含む)などの経常費用は、64億98百万円となりました。また、事業収入や財務収益などの経常収益は100億5百万円となりました。この結果、当期総利益は、39億99百万円となりました。これらは主務大臣の承認により利益剰余金に積み立てられることとなり、貸借対照表の純資産残高は、2,399億16百万円となりました。

<決算の推移表>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸借対照表	資産の部	302,044	296,619	291,660	293,548	296,686
	負債の部	78,708	69,767	59,743	57,181	56,769
	純資産の部	223,336	226,851	231,918	236,367	239,916
損益計算書	経常費用	10,612	10,623	5,918	5,927	6,498
	経常収益	14,765	14,139	11,108	11,086	10,005
	当期総利益	5,496	3,797	5,164	5,571	3,999

(注)表中の単位は全て百万円です。

II 貸借対照表

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	123,465	流動負債	15,515
現金及び預金	51,978	引当金	1,067
有価証券	35,650	政府事業交付金	13,681
短期貸付金	34,715	その他	766
その他	1,122	固定負債	2,304
固定資産	134,270	引当金	1,126
有形固定資産	703	責任準備金	1,049
投資有価証券	75,999	その他	129
長期貸付金	30,081	保証債務	38,951
寄託金	27,032	負債合計	56,769
その他	456	純資産の部	金額
保証債務見返	38,951	資本金	183,563
		資本剰余金	11,811
		利益剰余金	44,543
		純資産合計	239,916
資産合計	296,686	負債純資産合計	296,686

(注)表中の単位は全て百万円です。

III 損益計算書

科目	金額
経常費用	6,498
事業費	4,677
一般管理費	1,820
財務費用	1
経常収益	10,005
事業収入	9,168
財務収益等	837
臨時損失	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	493
当期総利益	3,999

(注)表中の単位は全て百万円です。

令和元年度業務統計データ

信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務について、業務実績の統計データをご紹介します。

農業信用保険業務

近年、経営規模の拡大や人手不足等を背景とした省力化設備の導入等による資金需要の高まりから、農業向けの新規貸付額が増加傾向となっています。こうしたことを背景に、元年度の保険引受額は、前年度比3.8%増の4,188億円となりました。

資金別にみると、意欲ある農業者等の経営改善に向けた制度資金「農業近代化資金」や、「制度資金以外の農業資金」において顕著な増となっています。

保険価額残高は通減傾向にありますが、近年の引受増を反映して、下落幅は、年々縮小しています。

元年度の保険金支払額は、元年末までの緩やかな景気回復の影響もあり、過去10年間で3番目に低い水準となりました。

	農業近代化資金	農業改良資金	青年等就農資金	指定資金	
保険引受額					
令和元年度	61,388	20	1,664	355,724	
平成30年度	56,498	-	1,730	345,362	
平成29年度	49,466	-	1,114	319,971	
保険価額残高					
令和元年度	182,385	866	12,252	2,516,867	
平成30年度	166,184	1,293	13,018	2,539,208	
平成29年度	151,811	1,943	13,882	2,567,267	
保険金支払額					
令和元年度	290	-	77	2,097	
平成30年度	138	11	97	2,148	
平成29年度	121	-	64	2,107	

林業信用保証業務

近年、国産材の供給量が増加し、素材生産業者の資金需要の高まり等を背景に、元年度の保証引受額は、対前年度比12.1%増の317億円となりました。

資金別にみると、制度資金での伸びが大きく、「合理化資金」と「林業・木材産業改善資金」の引受けが29年度から倍増しています。

また、平成31年4月に自然災害や新型コロナウイルスで影響のあった事業者を保証料免除等の優遇措置で支援する「林業・木材産業災害復旧対策保証」を創設し、引受けは約2億円となりました。

保証残高は、保証引受が増加したことを反映し、対前年度比8.4%増の390億円となりました。

元年度の代位弁済額は、元年末までの穏やかな景気回復の影響もあり、過去10年間で3番目に低い水準となりました。

	制度資金			
	林業・木材産業改善資金	木材産業等高度化推進資金	合理化資金	
保証引受額				
令和元年度	679	12,470	6,011	
平成30年度	182	12,445	4,390	
平成29年度	235	12,876	2,723	
保証残高				
令和元年度	1,411	10,803	6,226	
平成30年度	917	10,782	4,695	
平成29年度	935	11,211	2,743	
代位弁済額				
令和元年度	-	287	31	
平成30年度	15	151	-	
平成29年度	-	159	10	

漁業信用保険業務

29年度に国が漁船リースに対する支援措置を開始したことから、30年度に「漁業近代化資金」を中心に引受けが伸長し、元年度の保険引受けは、漁業近代化資金で322億円、全体で741億円となりました。

保険価額残高は、29年度からほぼ横ばいの水準を維持しています。

元年度の保険金支払額は、元年末までの穏やかな景気回復の影響もあり、過去10年間で2番目に低い水準となりました。

	漁業近代化資金	一般資金等	漁業経営改善促進資金	緊急融資資金	
保険引受額					
令和元年度	32,236	41,908	1,609	260	
平成30年度	33,669	43,148	1,589	184	
平成29年度	28,259	39,401	1,808	143	
保険価額残高					
令和元年度	119,279	78,899	1,609	6,028	
平成30年度	112,389	86,209	1,614	8,506	
平成29年度	104,193	93,807	975	10,580	
保険金支払額					
令和元年度	106	1,230	-	107	
平成30年度	79	1,068	18	131	
平成29年度	100	1,263	-	136	

(百万円、%)

畜特資金	公庫転貸 資金	経営改善 促進資金	負担軽減 資金	家畜飼料 特別支援 資金	家畜疾病 経営維持 資金	畜産経営 体質強化 支援資金	制度資金 以外の 農業資金	農家経済 安定資金	農家生活 改善資金	計 (前年比)
667	13,606	6,539	412	-	-	1,558	212,045	6,136	114,762	418,796 (103.8)
612	15,101	7,057	348	-	50	990	201,428	6,993	112,784	403,590 (108.9)
3,545	22,186	7,080	475	-	-	1,166	168,504	7,110	109,905	370,551 (110.0)
17,983	121,177	36,828	7,367	208	33	6,563	764,797	297,176	1,264,733	2,712,370 (99.7)
19,495	129,793	36,740	8,435	1,249	38	5,123	728,901	330,109	1,279,323	2,719,702 (99.4)
20,762	138,770	34,715	9,831	3,956	10	4,212	689,283	364,608	1,301,119	2,734,902 (98.0)
36	181	139	50	37	-	-	1,066	122	466	2,464 (102.9)
112	154	27	63	57	17	-	996	278	443	2,394 (104.5)
53	122	58	76	24	-	-	930	222	623	2,291 (42.1)

(百万円、%)

一般資金	間伐資金	高品質木材 生産資金	次世代苗木 生産資金	林業・木材産業 災害復旧対策保証	その他	計 (前年比)
12,512	3,026	1,252	5	191	8,037	31,672 (112.1)
11,246	2,942	1,512	4	-	6,787	28,262 (103.7)
11,431	2,880	1,959	-	-	6,593	27,265 (97.8)
20,511	3,984	2,122	5	189	14,212	38,951 (108.4)
19,545	3,428	2,413	4	-	13,699	35,938 (102.3)
20,226	3,608	2,854	-	-	13,764	35,115 (95.2)
324	14	49	-	-	262	642 (122.2)
359	88	119	-	-	151	525 (78.0)
505	63	107	-	-	335	673 (98.0)

(百万円、%)

金融公庫 資金	経営安定 資金	生活資金	漁業一般 資金	組合事業 資金	加工資金	漁業経営改善 緊急対策資金	漁協経営再建 資金	漁協等保証 債務	計 (前年比)
-	-	401	31,907	3,671	4,061	-	-	1	74,144 (96.5)
-	11	681	31,551	4,549	4,583	-	-	-	76,817 (113.4)
-	-	960	28,679	3,985	3,826	-	-	-	67,660 (93.4)
70	584	5,736	47,336	4,420	6,295	-	6,822	177	198,354 (99.8)
91	655	5,842	49,837	4,670	6,597	-	8,397	234	198,832 (100.3)
117	731	5,744	53,577	5,000	6,827	-	10,257	309	198,308 (96.4)
-	13	-	1,065	-	45	-	-	-	1,336 (116.5)
-	-	-	804	-	115	-	-	-	1,147 (84.2)
-	0	-	1,013	-	113	1	-	-	1,363 (47.8)

役員紹介

令和2年4月1日付けで就任した役員について、紹介いたします。

理事
廣山 久志

- 昭和37年10月、三重県生まれ。東京大学農学部卒業。
- 昭和61年4月、農林水産省入省。島根県農林水産部次長、水産庁水産物貿易対策室長、九州漁業調整事務所長、増殖推進部研究指導課長、瀬戸内海漁業調整事務所長を歴任。
- 令和2年4月、農林漁業信用基金理事に就任（役員出向）、現在に至る。
- 趣味は、スポーツ観戦（特に、Jリーグ）、温泉巡り

信用基金の動き



農林水産省
独立行政法
人評価有識者会議農
林漁業信用基金部会



令和元年度
財務諸表に
ついて主務大臣の承
認



令和元年度の
業務実績に係
る評価結果について主
務大臣が総務省に通知



運営委員
会を開催
し、令和元年度の業務実績に係る評
価結果及び決算について報告

人事異動

令和2年9月30日付

退職

農業信用保険管理部長 林 修三

令和2年10月1日付

漁業調整室長

平岡 正信

[総務経理部考査役(漁業調整室担当)より]



編集後記

新型コロナウイルス感染症による影響や7月の豪雨、9月の台風による被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

本誌については、コロナ禍の影響により、予定していた夏の発行を見送り、本号との合併号とさせていただきます。都道府県をまたぐ移動、出張等がかなわず、我々も現地取材ができない中、関係の皆様からご寄稿をいただき発行を行うことができました。ご協力いただきました皆様へ感謝申し上げます。

本号では「スマート農林水産業」を特集し、旗振り役である農林水産省の政策の方向や農研機構における最先端の

研究開発をご紹介します。紙面に限りもあり、ご紹介しきれないのが残念ですが、人手不足に伴う省力化設備など技術の進歩によるいろいろな新しい取組が進められています。

一方で、「withコロナ」の新時代に向けて、政府から「新しい生活様式」が示され、これまで当たり前だった行動も見直すことが求められています。これまでは満員電車に乗って通勤していましたが、「働き方の新しいスタイル」としてテレワークや時差出勤、ウェブ会議などが推奨され、広まりつつあります。最近では、テレワーク用の部屋を確保しやすいことから、戸建ての人気の高まっているのだとか。しかし、「リモート飲み会」だけは、どうも馴染めそうにないですね。

(広報誌編集担当F)

法人パンフレットをリニューアルしました。

新しいパンフレットは、信用基金のホームページからご覧ください。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/index.files/pamphlet.pdf



基金 NOW 2020年3号 No.3・4 2020年10月20日発行

編集・発行 独立行政法人 農林漁業信用基金 企画調整室 企画推進課

(問合せ先) 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル

TEL:03-3294-4470 FAX:03-3294-3140 MAIL:kikaku@jaffic.go.jp

装丁・印刷・製本 株式会社外為印刷

獨立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations